

(介 167)

平成 30 年 12 月 26 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービスの単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が定めることとされております。

本年 12 月 26 日付 (介 166) 「2019 年度介護報酬改定に向けた社会保障審議会介護給付費分科会における審議報告の送付について」にて、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われる旨をご連絡申し上げますが、総合事業の単価についても、今後、地域支援事業実施要綱について添付資料のとおり改正が行われ、2019 年 10 月 1 日より施行されることとなりました。

また、総合事業の実施にかかる上限額については、これまでの単価改正時と同様に、見直しを行うことは予定されておらず、今般の単価改正によって上限額を超える場合には、個別協議により対応することとされております。

なお、具体的な単位数等については、追って連絡することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について  
(平 30. 12. 21 事務連絡 厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係)



事 務 連 絡  
平成 30 年 12 月 21 日

各 都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

### 介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス）の単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が定めることとしています。

今般、介護給付において、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、総合事業の単価について、今後、地域支援事業実施要綱について下記のとおり改正を行い、2019年10月1日より施行することとしました。

また、総合事業の実施にかかる上限額については、これまでの単価改正時と同様に、見直しを行うことは予定していませんが、今般の単価改正によって上限額を超える場合には、個別協議により対応します。

各都道府県におかれましては、管内市町村等に対し、必要な対応を進めていただくよう、周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、具体的な単位数等については、追って連絡します。

### 記

#### 1. 消費税率の引き上げを踏まえた対応

介護給付の報酬改定を踏まえ、基本単価への上乗せを行う。なお、上乗せする単位数については、介護給付の訪問介護及び通所介護、予防給付の介護予防支援に倣って見直しを行う。

#### 2. 介護人材の処遇改善のための対応

介護給付の報酬改定を踏まえ、事業所における介護人材の処遇改善を行うための加算を新設する。なお、加算率については、介護給付の訪問介護及び通所介護に倣って定める。

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3982、3986)

FAX : 03-3503-7894